床及び一般病床の数の合計）のうち、同条第七項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

第二条の二　法第七条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、当該構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由並びに同項の申請に係る医療機関機能及び病床の機能の予定の具体的な内容とする。

2　法第七条の二第五項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　法第七条の二第三項の協議の場における協議が調わないとき。

二　法第七条の二第三項の規定により都道府県知事から求めがあつた申請者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認めるとき。

第二条の三　（略）

第四章の二の二　地域医療構想及び医療計画

（法第三十条の三の三第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十七の三　法第三十条の三の三第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における法第三十条の三の三第二項第五号に規定する医療機関機能の分化及び連携並びに同項第六号に規定する病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十七の四　構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

（法第三十条の三の三第二項第七号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の二十七の五　法第三十条の三の三第二項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　外来医療及び在宅医療に係る医療提供体制の確保並びに医療と介護の連携及び医療従事者の確保に関する事項

二　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第三十条の二十八の二から第三十条の二十八の四まで　削除

画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

（新設）

第二条の二　（略）

第四章の二の二　医療計画

（新設）

（新設）

（新設）

（法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十八の二　法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十四号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。